

## [研究論文]

## 臀肉事件の倫理—ハンセン病の民衆道徳考

輪倉 一広

## 1. 問題の所在

『夜半の記憶』という唄がある。明治末の数年間とその後の大正5、6年に一世を風靡した死刑囚の獄中の懺悔を主題にして作られた流行歌である。この唄は八雲山人の作で、明治に広まった他の唄と同様に当初歌詞本（赤本）として出版された。池村松陽堂発行の1908年5月の初版から約10か月で20刷を重ねた超ベストセラー本であった（西沢 1990:2861）<sup>1)</sup>。この唄は1906-7年また1916-17年にかけて、佐世保海兵団軍楽隊軍楽長であった田中穂積の作曲（作詞は武島羽衣）による「美しき天然」というワルツ調の唱歌のメロディーに歌詞を載せた替え歌として大流行した。歌ったのは当時演歌界の重鎮で、明治末から大正時代にかけて演歌師として世相を風刺する数々のヒット曲を作った添田唾蟬坊である<sup>2)</sup>。

では、『夜半の記憶』に唄われた死刑囚が起こした事件とはどのようなものだったのか。世に奇怪な事件は少なからずあるが、この唄に取り上げられた主人公・野口男三郎<sup>おきみろう</sup>の殺人事件はとりわけ奇奇怪怪なものであった<sup>3)</sup>。何が奇奇怪怪であったのか。これには、ハンセン病の特効薬として人肉が効くとする迷信が関係している。男三郎は、1902年に天刑病と忌避されたハンセン病を患う義兄・野口寧斎<sup>4)</sup>に、延いては介護していた同居の妹で男三郎と恋仲になった曾恵<sup>そえ</sup>のためにと、通りすがりの少年を殺害し、その臀部の肉を剥ぎ取り、肉汁にして両者に飲ませるとともに、3年後の1905年には、寧斎をも殺害したのである<sup>5)</sup>。それだけであれば（否それだけでも十分だが）、猟奇的事件として一時の注目で終わったことであろう<sup>6)</sup>。ところが、この事件には全く物的証拠がなく、そのうえ犯人とされた男三郎は自身の公判において最初の自供を覆し（臀肉事件と寧斎殺しの2件については無実を主張）、やがてそれが警察の捏造であったことがほぼ明らかになるとともに、当の男三郎は別件の殺人罪により3審の上告棄却決定により間もなく処刑され、結局この事件は永久に迷宮入りすることになったのである<sup>7)</sup>。しかも、男三郎は法廷においては役者顔負けの雄弁家であり、公判中の獄舎においても弁護人に寄せた予審調書に対する詳細な反論「予審終結決定疎明書」<sup>8)</sup>を物し、民衆は新聞や雑誌等のメディアを通して非常な関心のもと逐一裁判の経緯を知ることになったのである。

受付日 2019.4.26

受理日 2019.6.20

所属 看護福祉学部

前述のとおり、赤本『夜半の記憶』は死刑囚・男三郎の手記<sup>9)</sup>や公判での証言、さらに出会った時から獄中に至るまでの男三郎と曾恵との往復書簡（恋文）等を基に作られたが、その歌詞は男三郎の手記同様、亡き義兄への懺悔の念と妻・曾恵への愛情、さらに愛娘・君子への慈愛に満ちたものであった。『夜半の記憶』には刑の執行を目前にした男三郎の切ない心情が余すところなく表現され、自ずと読み手や聞き手を感傷的にさせた。試みに、「刑場の別れ」の場面の一部を紹介してみよう。

汝が慕ひし父上は 今絞台に立つ人ぞ  
やよ君子よと教ふれば 母に添い居し幼子は  
優しき声をふりあげて 父上様と縋りつく  
女は人人顧みて 堅き掟を破りつゝ  
忍び入りたる罪重し 妾も共に願はくば  
同じ台に消えさせよ これぞ此の世の願ひよと  
狂ひつ泣きつ訴ふる 台に立てる罪人は  
閉ぢし眼を見開きて やよ我妻よ臨終なる  
我が一言をよく聞けよ 今我罪の報いにて  
汚れし肉は亡ぶとも 清き魂は甦り  
永く汝が侶たらん 仮令幽明を隔つとも  
互に心変らねば 袖列ぬるに異ならず  
さはさり乍ら思ひ見れ 未だうら若き其身にて  
一人浮世にさすらふは 淋しからなん然れども  
汝に一つの務めあり 世に孤児の君子をば  
わが亡きあとは一入に 力を尽し育みて  
父の耻をば雪がせよ これぞ臨終の願ひなる  
何をか嘆く観ずれば 死生は一如もと同じ  
この理を覚り得ず 吹かば消ゆべき恋と名に  
あこがれたりし年月の 二十余年は夢なりき  
迷ひの夢の今さめて 真如の光仰ぎ見る  
心のうちの嬉しさよ さらば暇を告げなんと  
やをら袂をふり放ち 台に足をかけつれば  
夕暮告げる鐘の声 諸行無常と告げ渡る  
(藤沢 1929:427-8)

本稿は、この臀肉事件からハンセン病をめぐる民衆の倫理観がいかに変容しつつ形成されたのかについて検討するものである。一般にハンセン病は天から下された刑罰すなわち「天刑病」と言われたように、おもに江戸時代の頃から悪業の報いであると理解されてきた（原田 1983:132）。通常、社会的逸脱者は危害に相応した社会的制裁の対象となったが、ハンセン病患者のように実罪ではなく罪の隠喩を背負わされた者については現出した結果としての病態——醜貌と肉体の壊死等からくる汚れは「穢れ」感を伴って忌避された——から逆に推定して「きっと天から制裁を受けるべき悪業者に違いない」と理解されざるを得なかった。生体や環境の機序から因果関係を証明できるほど科学は発達していなかったのである。しかしその分、民衆は根柢の乏しい遺伝説や天刑病説によって患者とその家族を迫害していることの不合理性さからくる「負い目」意識を持ち、内心患者本人や家族に同情の念を抱いたのである（片野 2003:170）。

民衆がもつこうした救癩——すなわちハンセン病患者の救済——の倫理とりわけ内的なものについていえば、それだけでは何ら実行力を持たなかったが、「皇恩」のプロパガンダに導かれて官民挙げて患者隔離の政策を強力に推し進めることになる1930年頃からは、民衆の患者に対する「負い目」意識が「皇恩」なる大義名分を得て隔離政策を内側から支える役割を担うことになった<sup>10)</sup>。

このメカニズムを、片野は民衆のもつ「弱者への負い目」が皇民化教育による「天皇への負い目」に吸収されたと分析し、その同じ論理で男三郎の臀肉事件をも説明している。（片野 2003:170）。しかし、本稿で取り上げる『夜半の記憶』は「皇恩」が喧伝されるより15-25年も前の流行歌である。ハンセン病対策の初発として「癩予防ニ関スル件」が制定されたのが1907年であり、『夜半の記憶』が最初に流行するのはその前年の1906年である。それまで皇后・美子によって私立の救癩事業に単発の下賜が2度なされた程度であり、後に美子の後継者として救癩全般に尽力した皇后・節子は未だ実権を持たない皇太子妃であった。少なくとも救癩史においては「天皇への負い目」が患者への「負い目」と容易に結びつく程に成熟していたとは考えられない。したがって、片野の論にはいささか無理があると言わなければならない。それであれば、民衆の患者への「負い目」意識はどのように行き場を探し得たのであろうか。

## 2. 男三郎および臀肉事件の概要と論点

まず、男三郎とはどのような人物であったのかについて述べてみたい。この事件の被疑者とされた野口男三郎は武林家の三男として長崎県に生まれた<sup>11)</sup>。1899年、大阪市桃山英学校に在学中、理学博士・石川千代松の甥の又木享三と竹馬の友となり又木家の学資金援助を受けることとなった。同年上京して石川博士の家に同宿するとともに麴町にある東京外国語学校に入学し、ロシア語を学んだ。しかし、その後同校内で度々紛失事件があり、男三郎は疑いをかけら

れることになり校長の判断で退校を命じられた。男三郎は紀尾井町の矢島下宿屋に止宿して所々の学校に入学したが、不品行のため退校させられ、同年淀橋町の会社員・伊澤方へ雇われたが、そこでもやはり不品行で解雇された。男三郎はその後毎日のように遊び歩いていたが、ある日麴町の清水谷公園で初めて野口曾恵に出会い言葉を交わしたのがきっかけとなり2人の恋愛関係がはじまった。男三郎は曾恵の口添えで野口寧斎の門弟となり同家に入り込み、母・栄子にも取り入って1901年に野口家の食客となった。1904年、曾恵は男三郎との間に子を宿した。曾恵は周囲から墮胎を勧められたが、結局母と兄を説き伏せて入籍・結婚、君子を出産した。しかし、その後も男三郎の不行状は続き、それを咎めた寧斎は1904年に男三郎と曾恵を無理やり離婚させた。

続いて、臀肉事件について述べてみたい。この事件は、1902年3月27日の夜10時頃、11歳の河井惣助少年が東京府麴町地内の路上で何者かに圧殺され、死体を近くの路地に運び入れられて臀部左右の肉をいずれも直径10センチ程度そぎ取られた珍事件である<sup>12)</sup>。この事件の捜査は難航した。その一方で、1905年5月24日午後小西薬店店主・都築富五郎が東京府豊多摩郡地内の山林において絞殺される事件が起きた。警察の調べから犯人として浮上したのは男三郎であった。調べによれば、男三郎は離縁させられ家を出された野口家に復籍することを画策し、名誉挽回のために金策を図るべく都築を騙して金を用意させ、殺人に及んだものとみられた。男三郎はこの事件への嫌疑により、5月28日の夕方、外国へ高飛びする直前を警察に逮捕拘束されることになった。つまり、男三郎は別件で逮捕され、警視庁での取り調べの過程で臀肉事件が自白されたのである（花井 1931:54）。

では、男三郎の臀肉事件の犯行動機はどこにあったのか、真相は最後まで不明ではあるが、予審および3審までの各公判、さらに男三郎自身の獄中の独白録等からすでに事件の経緯がある程度整理されているので、ここでは簡単に述べてみたい。先述のとおり、男三郎は曾恵との結婚を寧斎に反対されるも、寧斎は自身の悪疾から野口家の存続のためにはすでに曾恵と情を交わし、子を身籠っていた曾恵の意を汲んで男三郎を婿養子にするしかなかった<sup>13)</sup>。しかし寧斎は、不品行に明け暮れる男三郎を快く思っていなかった。男三郎の後の証言によれば、寧斎の病気がハンセン病であることを知ったのは結婚後に野口家の人となってからのことで、献身的に寧斎を介護する曾恵に感染の恐れがあるのではと恐れたという（花井 1931:304）。そこで、男三郎はハンセン病の治療法を探るべく図書館に足繁く通って研究した。

そもそもハンセン病の薬として人肉が効くという迷信は確かにあった。たとえば、江戸時代の怪談『片仮名本・因果物語』（1661）にはこの迷信が描かれているという（田中 2016:97）。

また、新井白蛾の著書『牛馬間』には、父母への恩を述べた「大方便仏報恩経」で父母の悪疾に自身の股肉を割いて飲ませ治したとする内容が記されているという（小松 1937:90）。実際、管見の限りではあるが、本稿で取り上げる臀肉事件の後もハンセン病に関わるいくつかの猟奇

的殺人事件が起こっている<sup>14)</sup>。忌避された病気には、日常から穢れを徹底して弁別するためにやはりタブーともいえる心象が付加されたのであろう。

さて、上述のように男三郎には寧斎を殺害する動機が十分にあったとみられる。一時、曾恵にも疑いがかけられ取り調べを受けていた。しかし、この事件は証拠不十分により男三郎の嫌疑は晴らされることになった。この事件に関しては、巷間に種々の流言飛語が飛び交ったと思われるが、その基礎に野口家の血統についての関心が少なからずあった<sup>15)</sup>。一例を挙げれば、かつて寧斎の弟・文次郎の学友であった大町桂月<sup>16)</sup>は、男三郎が嫌疑をかけられた3つの事件を分析して「〔3つの事件の一筆者〕表面上のなり行きは、此の如くなるが、その成行きの、一つ下には、天刑病が卿〔曾恵一筆者〕の家に伝はれるといふ事実あり」と、一連の事件の根底に血統と関連づけられたハンセン病の問題があったことを指摘している（大町 1906:260）。

血統観でとらえられたハンセン病は、とくに新たな婚姻によって卑属に病気が伝わるのが恐れられた。実際、野口3きょうだいにあっては懸命にも婚姻をあきらめ運を天に任せると涙を流し誓い合ったという（有恒社編 1933:336）。それであれば、男三郎が曾恵の口添えで寧斎の門弟として野口家に入って後、しばらくしてから知ったという寧斎の悪疾は当の男三郎にとってあまりにも衝撃的な事実と受け取られたに違いない<sup>17)</sup>。大罪を犯したとはいえ、世間が男三郎に同情ともいえる感情を抱くことになった点もある程度首肯できるところである。したがって、『夜半の記憶』により民衆倫理を検討する際もこの血統という論点を抜きにしては進められない。

### 3. 男三郎にかかる「善意志」そして帰責の問題

極悪非道の悪事を飄々とすら思える態度で行った男三郎の行為をどのようにとらえるべきかについては、カント道徳哲学における義務論を参考にして考えてみたい。

カントは「我々の住む世界においてはもとより、およそこの世界のそとでも、無制限に善と見なされ得るものは、善意志のほかにはまったく考えることができない」と述べる（篠田訳 1960:22）。もとより完全な善は「神」と呼び得る域のものであろうが、「無制限」の善は当人の能力、状況や対象の変化によってさえ何ら制限を受けることのない根源的な善（＝最高善）である（篠田訳 1960:29）。カントは続けて、その理由を次のように述べる。

知力、才気、判断力等ばかりでなく一般に精神的才能と呼ばれるようなもの、——或いはまた気質の特性としての勇氣、果斷、目的の遂行における堅忍不拔等が、いろいろな点で善いものであり望ましいものであることは疑いない、そこでこれらのものは、自然の賜物と呼ばれるものである。しかしこれを使用するのは、ほかならぬ我々の意思である。意思の特性は性格であると言われるのは、この故である。それだからこの意思が善でないとい

上記の精神的才能にせよ、或いは気質的特性にせよ、極めて悪性で有害なものになり兼ねないのである。事情は幸運の賜物についても全く同様である。権力、富、名誉はもとより、健康すらも、——更にまた身の上の安泰や、現在の境遇に対する満足感をも含めて、およそ幸福という名のもとに総括されるところのものは、人をして得意ならしめるが、しかしこれらの幸福の賜物が人間の心情に及ぼす影響を規制するばかりでなく、またそうすることによって行為の原理全体までも規制して、これを一般的—合目的たらしめるような善意志がないと、彼をしばしば傲慢にするのである（篠田訳 1960:22-3）

この善意志は、理性（実践理性）によって生起させられ支配される（篠田訳 1960:28-9）。また、その作用においては道徳法則が動機として機能する（篠田訳 1960:38）。

確かに、「徳」と呼ばれる、人がもつ様々な特質は通俗道徳としては一般に善の範疇に入れられるものではあるが、使われ方によっては悪の結果をもたらすこともあり得る。勇気のある泥棒は白昼に家人がいる家にさえ押入って盗みという行為を成し得るであろう。この場合、「勇気」という通常褒められるべき徳は悪という結果を招き、「徳」の名に汚名を着せることになる。他方、善意志のもとにおいてそれに呼応して「勇気」が行使されるのであれば、結果はともかくとして一貫して善へのベクトルが作用することになる。このことは、利他という徳を考える場合が良い例であろう。善意志に基づき利他行を行えば、一貫した善へのベクトルは確実に作用して通常は相手にその慈善行為への「恩」観念が生起されるのである。

一步進めて考えてみよう。カントの義務論では、義務あるいは倫理規範としての実践的法則が当該者に内在されていて、その意思に基づいて行為を成したか否かが行為の道徳的価値を決定づけるのだという（篠田訳 1960:38-9）。その根拠をカントは次のように述べている。

義務に基づく仁愛の念は、いかなる傾向によっても促進されることを必要としないにも拘らず、それどころか抑えることができないほどの自然的な嫌悪の情によってはばまれるようなことがあっても、それは実践的愛であって〔感性にもとづく〕受動的愛ではない。この実践的愛の根拠は、意志の中にあり、感覺的な性向の中にあるのではない、行動の原則のうちに存し、徒らに溫柔な同情心のうちに存するのではない。それだから命令され得るのは、まさにこの実践的愛に他ならないのである（篠田訳 1960:36）。

男三郎は、公判での理知的な弁論や予審終結決定疎明書の論理的な主張から極めて理性的な判断力を備えた者とみられ、善意志を有する「理性的存在者」と理解し得る（篠田訳 1960:40）。したがって、そうした善意志のもと愛妻・曾恵を労り護る「行為」から期待される結果は、それが悪行（猟奇的殺人）であってさえそれ自体の非を問われることなくあくまでも善意志の有

無によって道徳的価値が決定づけられる、と理解できる<sup>18)</sup>。こうした論理は生活感覚からすると一見無鉄砲にも思われるが、カントは純粹な道徳形而上学の成立を志向するのであれば「感情や傾向から生じる動機」、言い換えれば「経験的な動機」のように「動揺不定な動因」ではなく理性を通じてのみ道徳的価値を判断すべきであるという（篠田訳 1960:60-1）。なぜなら、このような動因は「随順すべき原理をもたぬところから、極めて偶然的に人を善に至らしめることもあるが、しかしまたしばしば悪にも趣かせる」からだという（篠田訳 1960:61）。確かに、民衆のもつ倫理観は根柢の振れ幅が大きく、その分不安定な様相を呈している。

ところで、ここで一つの問題が起こってくる。それは男三郎のケースが該当する。男三郎の主張によれば、彼は婿入り後の野口家ことに寧斎に対しては恩義を感じてはおらず、むしろ妻となった曾恵を憐れむ一心で重度のハンセン病患者である寧斎の世話をしたというのである。そこには、嫁ぐことも叶わず寧斎の看病に献身してきたこれまでの曾恵の不憫を思うとともに、愛する妻に病気がうつることへの危惧という善意志が作用していたことは確かであるが、それとほぼ併存して身勝手に信頼を欠く態度をとる義兄への憤り、すなわち善意志とは相いれない動機があったこともまた事実である（花井 1931:「予審終結決定疎明書」16,27）。つまり、対象は異なっても相反する感情が皮肉にも相乗的に働いて、結局、曾恵への愛情が寧斎への憤りをはるかに上回って臀肉事件を誘発したと推察することができる<sup>19)</sup>。その際、愛情という善意志から惹起され行為化されたとしても殺人という逸脱行為はあくまでも非道徳的行為であり、ことの重大さを考えれば決して是認されるものではない。しかし、たとえばこれが介護に疲れた息子が衝動的に老親を殺めたのであれば、そこで問われる道徳的意味（責任）も自ずと緩和されることであろう。男三郎のケースは曾恵とともに寧斎への労りが担保されているという条件下であったとみれば、寧斎殺しについてはむしろこれに近いものととらえられる。ただ、臀肉事件については家庭内で起きた事件ではなく第3者の殺害事件であり、それがはたして同様にとらえられるのかという問題が生じる。

この問題に関連するカントの主張は、彼の『道徳形而上学』の法論（刑罰論）に示唆されている。カントによれば、公共体を危機に陥れる犯罪に対して刑罰を科すことは社会の安全度を増すためではなく、正義の確保のためだという<sup>20)</sup>。刑罰を科すことは、国家にあっては権利であるとともに義務でもある。正義は国家によって担保されるのである。翻って臀肉事件の場合、他者を殺害したことは正義が確保できなかった事態であり、加害者にすれば義務に違背した行為である。これを放置したり他者殺害が普遍化することは国家の義務においても許容すべきことではない。したがって、他者殺害に関しては正義の要求において全く情状を加えることは望ましくないと判断されるはずである。それが愛情に依拠する善意志の行為であっても、加害者・男三郎には道徳的責任が厳格に帰されなければならない。それは、時に民衆倫理からずれを生じることがあるかもしれない。また民衆倫理の側からみれば、いつも加害者の倫理観に

追隨するわけではない。むしろ、加害者のナルシシストたる度合いを勘案することも稀ではない。カントもこの点については目配りがあり、「行為が抛りどころとする当のものは、取りも直さずこの自己〔自愛—筆者〕であって、義務の厳格な命令ではない」と認めている（篠田訳 1960:52,54）。その上で、それでもなお理性（純粋理性）が行為の基礎的動因としてそのイニシアティブをとり得るのだという（篠田訳 1960:55）。そこには、通俗的な道德哲学から道德形而上学への昇華が目されている。ともあれ、臀肉事件を考察するうえでもカントの道德学は「倫理」や「道德」と呼ばれるものの理論的考察において道標となり得るであろう。

#### 4. ハンセン病の民衆道德考

ここで、もう一度カントの主張に耳を傾けてみたい。同情についての見解である。カントによれば、同歎共苦のような共感結局のところ「間接的な義務」であるという（吉澤ほか訳 1969:382）。なぜなら、同歎共苦は「それ自身としては義務ではないにしても、われわれの内に宿る共苦の自然的（感覺的）感情を教養し、それを、道德的原則およびそれに即応する感情に基づく同情への仲立ちとして利用するということは、やはり他人の運命に能動的に共感すること」であるからだという（吉澤ほか訳 1969:382）。つまり、義務とされる道德的に善なる意志——すなわち同情——を誘発する感覺的な媒介項となるものが共感であることは疑いないことであり、それゆえ共感は間接的な義務になる、というのである。

男三郎の獄中の懺悔を唄にした『夜半の記憶』は、まさに民衆の男三郎への共感が基になっている。それは、直接には男三郎自身の手記や公判での聞き手の知と情に訴えるような弁論に依存しつつも、野口家の婿養子としてハンセン病患者であった義兄・寧斎を複雑な思いで愛妻・曾恵とともに看護した男三郎への労りにも似た同情が少なからず影響していたと思われる。東京朝日新聞の公判傍聴記事は、感覺的な記述ながらその時代の精神性を知るうえで説得力を持っている。この点、西沢は美化された心象を求め壮士芝居<sup>21)</sup>に酔いしれた19世紀ロマン主義下の民衆が、いまや20世紀の自然主義（リアリズム）に感化されて、犯罪の複雑化に伴って劇場化した法廷に歓喜する民衆へと変貌を遂げてきたことを臨場感をもって仔細に報告している、と評価する（西沢 1990:2870-1）<sup>22)</sup>。記事の一部を紹介してみよう。

那麼好い男でもないねと一人が難ずれば他の一人は「女たらしの第一の資格は容姿よりも口前さ」と庇ふ、顴骨高く色浅黒く鬚濃く眼くぼみて品好き中に三分の凄愴、成程何う見ても真個な悪党である。男三郎の声は情味のある激した雄弁である「そゑ」や「君子」の名を口にする時は涙声にさへなる。先日の歌舞伎座で羽左衛門の高円が上出来であつたのは彼の芸風なる糞落着きの良い為であつた、激したのは義人の声詩人の声預言者の声だ、故に男三郎の声を聴くとあの声で蜥蜴食ふかと怪しまれる。彼とそゑとの関係、彼れが君



子に対する陳述を聞くと彼の態度は新体詩人的だ、やさしい、情が濃い、従つて神聖と思つてゐるらしく、湿つぽく之を語つて得意らしい、要するに彼は明治的の罪人である（東京朝日新聞「男三郎公判雑感」1907年6月12日第4面、句点付加）

現実の中に共感の対象を求めようとするこうした「明治的」民衆意識の成熟期に『夜半の記憶』は登場したのである。では、『夜半の記憶』（1908年刊の池村松陽堂版）の全体像を簡単に紹介してみたい。

「嗚呼世は夢か幻か 獄舎に独り思ひ寝の 夢より覚めて見廻せば 四辺静に夜は更けて」と、男三郎の獄中の一場面から語り始め、引き続き七五調の抒情句が繰り返される。詩は続いて義兄・寧斎への赦しを請い、大阪の実家を出奔して上京する経路、東京へ着いてからの高い志へと進み、その後、曾恵との出会いに及び、再び獄での現実に戻る、という筋書きが序章の「楽しき春」の構成である。次章「懺悔の涙」は、獄中での自身の愚かさを悔い、義兄へ赦しを請う場面へと進み、さらに妻・曾恵と愛娘・君子に赦しを請いつつ労りをも述べ、最後には薬種商殺しへの悔いも語られる。続く終章「刑場の別れ」では、絞首台に上る前の3年間の獄舎生活を回顧し、まさにこれから台に上るに当たり妻と娘に最後の別れを告げる場面へと進む。唄の最後は、前出のとおり仏に帰依する場面で幕を下ろすという展開である。

このように、『夜半の記憶』はひたすら罪を悔いる男三郎の姿を描き出し、そこからは非難や憎悪はまったく感じられない。なぜ、それほどにデフォルメされ美化されて唄われ、それが多くの人々に共感をもって受け入れられたのであろうか。この時代のハンセン病患者救済にかかわる民衆道徳を明らかにしようとする本稿は、まさにこの問いへの解を求めている。かなり難解な問いではあるが、その検討において全く手掛かりがないわけではない。それは、たとえば田中キャサリンが大衆文学の時代背景について「近代医学でも解明できないこの不治の病〔当時のハンセン病—筆者〕を無意識のうちに時代の不安や恐怖のシンボルとして扱っていた」と述べる（田中 2016:93）、明治末期から大正半ばあたりまでの大衆のハンセン病認識にその手掛かりを求めることができる。

田中は、ハンセン病をモチーフにした幸田露伴の怪奇小説『対髑髏』（1980年発表）の意味を検討する中で、1920年代以降においてはハンセン病への民衆意識の高まりに伴って探偵小説や自然主義小説、感傷主義小説などが現れてくると指摘している（田中 2016:102-3）<sup>23)</sup>。つまり、通説として怪奇小説が「その社会の人々が抱く恐怖や不安の映し鏡になる」と指摘され、とりわけ『対髑髏』に見られるような「怪奇小説に登場する幽霊はこうした〔支配的なイデオロギーの変化に伴う—筆者〕社会の変化や不安の象徴として描かれることが多い」と分析されるように（田中 2016:91）、ほぼハンセン病患者の隔離策が国策として展開され始める1907年頃を境にしてその前後10数年程度の幅をもってハンセン病を扱う大衆文学ひいては民衆のハンセン病に

対する意識が変化したと考えられる（田中 2016:102）<sup>24)</sup>。『夜半の記憶』の第1次流行が1906-7年頃であることから、日露戦によって国力を使い果たした疲弊感と、その一方で戦勝による過大な国民的自負という相矛盾する社会不安により<sup>25)</sup>、民衆はそうした状況認識の裏面において「社会の内部から社会秩序を脅かすものへの恐怖」を増幅させ（田中 2016:109）、血統病として知らず知らずのうちに社会を侵食するハンセン病への恐怖を改めて認識したのではないかと考えられる。

民衆はハンセン病への恐怖を抱きつつも、患者とその家族に責を帰すことのできない「血統」という疾病観からくる偏見・差別や種々の排除を何のためらいもなく支持していたわけではなかった。民衆は、患者とその家族に非がないことを知りつつも責めを負わせてきたことに対して内心申し訳なき——それは「負い目」の感情と言ってよい——を感じていたのである<sup>26)</sup>。たとえば時代は下るが、夫のハンセン病との診断により親族・他人から無理解、差別、偏見、さらには排除を被った夫妻の辛い経験が飾りなく記されている婦人雑誌『婦人公論』の記事「天刑病者の妻の手記」（1934）の冒頭には、編者により「癩病が人類に與へられたる神の制裁であるならば、この一篇こそは人類全體の苦惱となり、負擔とならなくてはならない筈だ」と、正義感に満ちた前書きが記されている（大野 1932:64）。これは、民衆が潜在的に抱いていた患者とその家族への「負い目」の感情を解放し、民衆の道徳として意識化すべきであるという主張と解釈できる。

こう考えると、『夜半の記憶』は民衆がもつ「負い目」を清算させてくれる効果的な道具立てとして登場したものとみることができよう。おどろおどろしい猟奇的な事件を、あえて犯人の獄中の懺悔を汲み入れて「美化」することにより逆説的に自身の負担を減じる、つまりこれは男三郎への赦しであるとともに民衆自身への赦しでもあった。それによってこそ民衆は鬱積していた「負い目」感情を解放することができたのである。これを再びカントの言説を引いて国民道徳と民衆道徳の関係として再措定するならば、「人間のあらゆる道徳性がたんに法の義務にのみ」に依拠するならそれは殺伐とした世の中になりかねないが、そこに「偉大な道徳的飾り」である「人間愛」が加わるなら、「たとえ（幸福という）利益を顧慮に入れなくても、それだけで、世界を美しい道徳的全体としてその全き完成の内に叙述」されるであろう（吉澤ほか訳 1969:383）、と言えるのではないか。

なお、10年後の第2次流行においては幾分事情が異なっているように思われる。第1次流行の検討で展開した民衆の内面的な変容を一面に保持しつつも、民衆の社会化によって可能となった政治問題・社会問題への主体的な応答が『夜半の記憶』のリバイバルを誘発したと考えられる。1916-7年は、深刻な不況のもと大正デモクラシーの台頭により民衆が政治権力に対して明確な抵抗の意思を示してくる時代である<sup>27)</sup>。国家主義の徹底化を図ろうとする政府の政治姿勢下での『夜半の記憶』のリバイバルは、国家権力とりわけ不穏分子の取り締まりを強化する

警察権力への民衆の反発心が男三郎の運命に仮託されて生起したとみることができる（西沢 1990:2869）。つまり、国家権力によって抑圧されていた民衆は彼らの道徳を意図的に転換する、すなわち代理形成として反対物へ転化することで主体的に自己を解放していったものと言えるのではないか。

## 5. おわりに

西沢が検討の総括として述べるように、この時代、演歌師が唄う唄の多くは「民衆の中へ拡散されてゆく生活の消耗品」であったが、ヴァイオリンを手に「美しき天然」の調べにのせて唄われた『夜半の記憶』は「他の類歌より明解で、格調らしきものを持っていたがゆえに民衆の心にくい込んでいった」（西沢 1990:3893）という整理は十分に首肯できる。国家権力を背景にしたお仕着せの道徳には民衆の受容の面において、ひいては国民統合において限界があった。そこには、必ずと言ってよいほど民衆道徳がともに調和的に機能されなければならなかった。そうした巧妙な道具立てを用意したのは政治家ではなく、民衆と政治の媒介者として存在した演歌師や小説家であった。歴史上もっとも悲惨とされ忌避されたハンセン病は、これら演歌師や小説家たちによって思潮に即した形で象徴的に取り上げられた。民衆は、それ自体社会の逸脱ととらえられるハンセン病を、唄や小説に彼らの道徳を仮託することによって再措定し、それにより国民国家との安定的な倫理関係を築こうとしたのである。

## 注

- 1) なお、『男三郎くどきぶし』などの模倣本や派生本も出版されている。
- 2) この時代の演歌師の特徴でもあるが、とりわけ唾蟬坊の演歌は「単に社会を風刺するのではなく、当時の庶民の琴線に触れ、ひょっとしたら自分の身にも降りかかる状況を想像させ、自己反省を促す優れた訴求力〔があった——筆者〕」とされる（岩村 2016:45）。
- 3) この事件の被告弁護人の一人であり当時法曹界で頭角をあらわしていた花井卓蔵は、訟廷において「本件は容易ならざる奇獄、怪獄而して疑獄であります」と述べている（花井 1931:26）。花井はその理由を、被告・男三郎の精神状態、言い換えれば犯行の動機ともいえるものが曾恵に対する「通常人の相思纏綿の情とは、到底同視することが出来ない」ほどの「恋狂」からであると述べている（花井 1931:3）。
- 4) 寧斎こと一太郎は著名な漢詩人・小説批評家であった（合山 2007:1）。また、すでに 1890 年代には寧斎がハンセン病に犯されていることは広く知られ、民衆から「詩学の研鑽に励み詩道への貢献を続ける人物として尊敬されてい〔た一筆者〕」とされる（合山 2007:12）。
- 5) 公判中の曾恵の証言では、実際に飲んだのは曾恵のみであったという（花井 1931:411）。なお、曾恵にも飲ませたことは発病を心配してのことである。
- 6) 男三郎の事件の訟廷には毎回数百名の傍聴者が席を争った（花井 1931:414）。
- 7) 男三郎に嫌疑がかけられたのは、臀肉事件のほか野口寧斎殺し事件（野口事件、1905 年）と薬種商店主殺し事件（都築事件、1905 年）の合わせて 3 件である。第 3 審まで争われたが、最終審で上告が棄却となり最終的に男三郎は都築事件で有罪となり、死刑となった（花井 1931:287-90）。
- 8) これは 1 審が始まる前に書かれたもので、その結審後に沢田撫松により『男三郎自筆 獄中の告白』（1906、独歩社）が出版されている。これもまたベストセラーとなった。なお、これには著名な小説家で大逆事件以降、絶対的死刑廃止論者として活動した徳富蘆花（徳富健次郎）から獄中の男三郎に宛

- てた返書（1906年の予審終結決定後ないしは翌1907年の第1審の公判が始まる前の早い時期）が別刷りとして付けられた。その内容は、自白と懺悔、死刑に服すべきことが滔滔と述べられていた（野田2019:5）。
- 9) 男三郎が獄中で記した手記は、予審終結決定書への反駁文「獄中の告白」のほか「嗚呼夢」、「富める者の神の国に入るより、駱駝の針の孔を穿つはやすし。四月二十五日の公判に就て」、「無題」がある（花井1931:290）。
  - 10) 1930年に皇后（当時、皇太后）・節子が救癩事業に対して恒常的な下賜を決めた——ここには政策的な誘導があったとされる——ことを契機に、内務省は患者隔離の徹底策を国民に周知し、協力させるべく皇室のこの慈恵（＝皇恩）に国民が一致して報謝の念を表すよう喧伝した。本稿では、天皇制下のこうした国民強化を促す動因の意味で「皇恩」を用いている。
  - 11) 以下、男三郎の経歴については有恒社編（1933）等を参照した。
  - 12) 併せて両眼球もえぐり取られた。
  - 13) 寧斎には弟・文三郎（曾恵の兄）がいたが、すでに島家の養子となっていた。
  - 14) 1908年に東京で起きた白骨事件すなわち少年の臀肉を切り取った殺人およびハンセン病に効くという迷信から白骨を入れた風呂に入浴した事件（小松1937:78-84）、また、1935年と1948年にそれぞれ愛知県で起きた生胆取り殺人事件がある（<https://matome.naver.jp/odai/2138915514368651001>「日本で起きたカニバリズム（食人）事件まとめ」2019年4月9日閲覧）。
  - 15) 血統のとらえ方は、仏教の悪因悪果の宿業観からきているとみられる。
  - 16) 大町は、与謝野晶子の詩「君死にたまふことなかれ」（1904年）に対し、国粹主義的な批評を加えたことで知られている。
  - 17) 実際、公判において男三郎は同様の旨の証言をしている（花井1931:302）。
  - 18) カントはこの点について、「我々が道徳的善と称するところの極めて卓越せる善の条件をなすものは、行為から期待される結果ではなくて、法則〔実践的法則すなわち普遍的な義務—筆者〕自体の表象にはかならない」と述べている（篠田訳1960:38）。
  - 19) 男三郎の予審終結決定疎明書によれば、寧斎との懸隔は少なくとも1904年に寧斎との確執が高じる以前にあっては問題になるほどでなかったという（花井1931:61）。
  - 20) カントは、「裁判所による刑罰（poena ferensis）は、決して単に或る他の善を促進するための手段として、犯罪者自身のため、あるいは公民的社会のために下されうるものではなくて、それは常にただ彼が犯罪を行ったがゆえにのみ彼に対して下されるのでなくてはならない」として、「もし正義が消滅するならば、人間たちがこの地上に生きてあることには、もはや何らの価値もない」と断じている（吉澤ほか訳1969:203-4）。
  - 21) 1890年前後に、壮士が自由民権思想の普及のために始めた演劇。
  - 22) なお、こうした傾向は、東京朝日新聞に限ったことではなく他紙も同様である。
  - 23) 大衆小説が時代の民衆意識を反映しているとはいえ、両者は再帰的關係にあると考えられる。
  - 24) ただ、ハンセン病が遺伝病であり血統を通じてうつるとする民衆の理解は、内務省衛生局が政策目標として立てた「癩の根絶策」（1930年）においてさえあえて伝染病であることを重ねて強調しなければならないほど払拭できなかったのである（藤野編2002:335）。
  - 25) 河上肇は、日露戦争後の西洋諸国に対する国民意識が大きく変化した動向を「従来西洋人にはとても叶ふまじと観念して、偏に西洋文明の輸入を計画したる吾が日本人は、此の戦勝に由りて、西洋文明必らずしも恐るゝに足らず、却て自家の文明に尊ぶべき或物あるべしと考ふるに至れり。（中略）是れ豈に驚くべき思想界の一大変化に非ずや」と述べている（河上1982:116）。
  - 26) 田中は、日本の怪奇小説に描かれるハンセン病患者はほぼ同時代の社会における逸脱者としての「他者」とであると指摘する（田中2016:96）。大乘仏教では、他者を自己と一体的にとらえる自他不二の思想がみ

られる。ここから「他人事」は「私事」と置き換えられて道徳規範としての利他行が惹起されると考えられる。「負い目」は、その規範を遂行できないもどかしさ、負担感としてとらえられる。

27) ほかに特筆されることは、第1次流行の時代のあと1909年に公設のハンセン病療養所が設置されたことである。浮浪徘徊していた患者がおもな対象ではあったが、国家によってハンセン病対策が組み込まれたことは、民衆が未だその後の予兆——すなわちハンセン病対策の徹底化である絶対隔離政策への移行——を覚えずともそれ自体画期的なことであった。

#### 参考文献

- 合山林太郎 (2007) 「野口寧斎の後半生——明治期漢詩人の詩業と交友圏」『斯文』第115号、斯文会。
- 花井卓蔵 (1931) 『訟廷論草——人肉事件を論ず』春秋社。
- 原田禹雄 (1983) 『天刑病考』言叢社。
- 藤野豊編 (2002) 『近現代日本ハンセン病問題資料集成〔戦前編〕』第2巻、不二出版。
- 藤沢衛彦 (1929) 『明治流行歌史』春陽堂。
- 岩村沢也 (2016) 「大正時代の流行り唄の普及状況」『国際コミュニケーション学会誌 (国際経営・文化研究)』第21巻1号、国際コミュニケーション学会。
- 片野真佐子 (2003) 『皇后の近代』講談社。
- 河上肇 (1982) 『河上肇全集』第6巻、岩波書店。
- 小松茂治 (1937) 『癩の社会的影響』診療社。
- 西沢爽 (1990) 『日本近代歌謡史 (下)』桜楓社。
- 野田宇太郎 (2019) 「雑書遍歴 (5) 男三郎自筆、獄中之告白」『日本古書通信』第353号、日本古書通信社。
- 大町桂月 (1906) 「時文 野口曾恵子に寄す」『文芸倶楽部』第12巻1号、博文館。
- 大野ふみ (1932) 「天刑病の妻の手記」『婦人公論』中央公論社。
- カント著、篠田英雄訳 (1960) 『道徳形而上学原論』岩波書店。
- 田中キャサリン (2016) 「怪奇小説におけるハンセン病の肖像——幸田露伴『対蠲膿』を中心に」『大手前大学論集』。
- カント著、吉澤傳三郎・尾田幸雄訳 (1969) 『カント全集 第11巻 人倫の形而上学』第11巻、理想社。
- 有恒社編 (1933) 『明治・大正・昭和歴史資料全集 (犯罪編 上)』有恒社。